

売却区分番号	2 3 9 - 1		
見 積 価 額	¥4, 5 1 9, 0 0 0	公 売 保 証 金	¥4 6 0, 0 0 0
財 産 の 表 示	1	所在 地番 地目 地積 持分	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 3 1 宅地 41.44 平方メートル 2 分 の 1
	2	所在 地番 地目 地積 持分	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 3 7 宅地 10.91 平方メートル 2 分 の 1
	3	所在 地番 地目 地積	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 1 2 宅地 104.89 平方メートル
	4	所在 地番 地目 地積	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 3 8 宅地 64.49 平方メートル
	5	所在 地番 地目 地積	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 4 2 宅地 2.37 平方メートル
	6	所在 地番 地目 地積	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番 4 4 宅地 4.00 平方メートル
	7	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	福岡県北九州市八幡西区東鳴水一丁目 3 5 番地 1 2 3 5 番 1 2 居宅 コンクリートブロック造陸屋根平家建 51.37 平方メートル
	以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域		

売却区分番号	239 - 1		
見 積 価 額	¥4,519,000	公 売 保 証 金	¥460,000
	土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の指定なし 宅地造成工事規制区域 周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれない 景観計画区域 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	南東側で幅員約5.9メートルの舗装市道（東鳴水8号線）に間口約2.6メートルではほぼ等高に接道しています。		
地 盤 ・ 地 勢	間口2.6メートル、奥行約26メートル、規模228.1平方メートル（通路部分：52.35平方メートル、宅地部分175.75平方メートル）の不整形の中間画地で、また、北東及び南西側隣地とは等高に接するが、北西側隣地とは、約3メートル～4メートル高く接している。敷地内の高低差はありません。		
使 用 状 況 等	財産1から財産7は現在未使用です。		
管 理 状 況 等	管理されている様子はありません。		
住 居 表 示 等	福岡県北九州市八幡西区東鳴水1丁目8番12号		
最 寄 駅 等	J R（九州） 鹿児島本線 黒崎駅 徒歩 17分		
そ の 他 事 項	この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売します。 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査結果があきらかにならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更されます。 公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
供 給 処 理 施 設	上水道：あり 下水道：あり 都市ガス：なし		
特 記 事 項	財産7 対象不動産の通路部分は間口約2.6メートルの共有となっているため、各戸2メートルの間口を確保できないことから建物の建築は原則不可能であり、通路部分の拡幅が必要です。北西側は約3～4メートルのがけ条例に該当し、対象不動産の北西側から南東方へ約6～8メートルの範囲は建築制限が課される。財産7の建物内部は、カビ、汚損、剥がれ等、経年以上の著しい物理的損耗、損傷が認められ、使用・利用等が困難な状態です。		
ご 注 意 い た だ く 事 項	入札に当たっては、次の事項に留意してください。 1. 物件の引渡し等について （1）公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 （2）表示している面積は公簿表示です。 （3）掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は現況を優先します。 （4）公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、国（福岡国税局・各税務署）は担保責任を負いません。 また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付け		

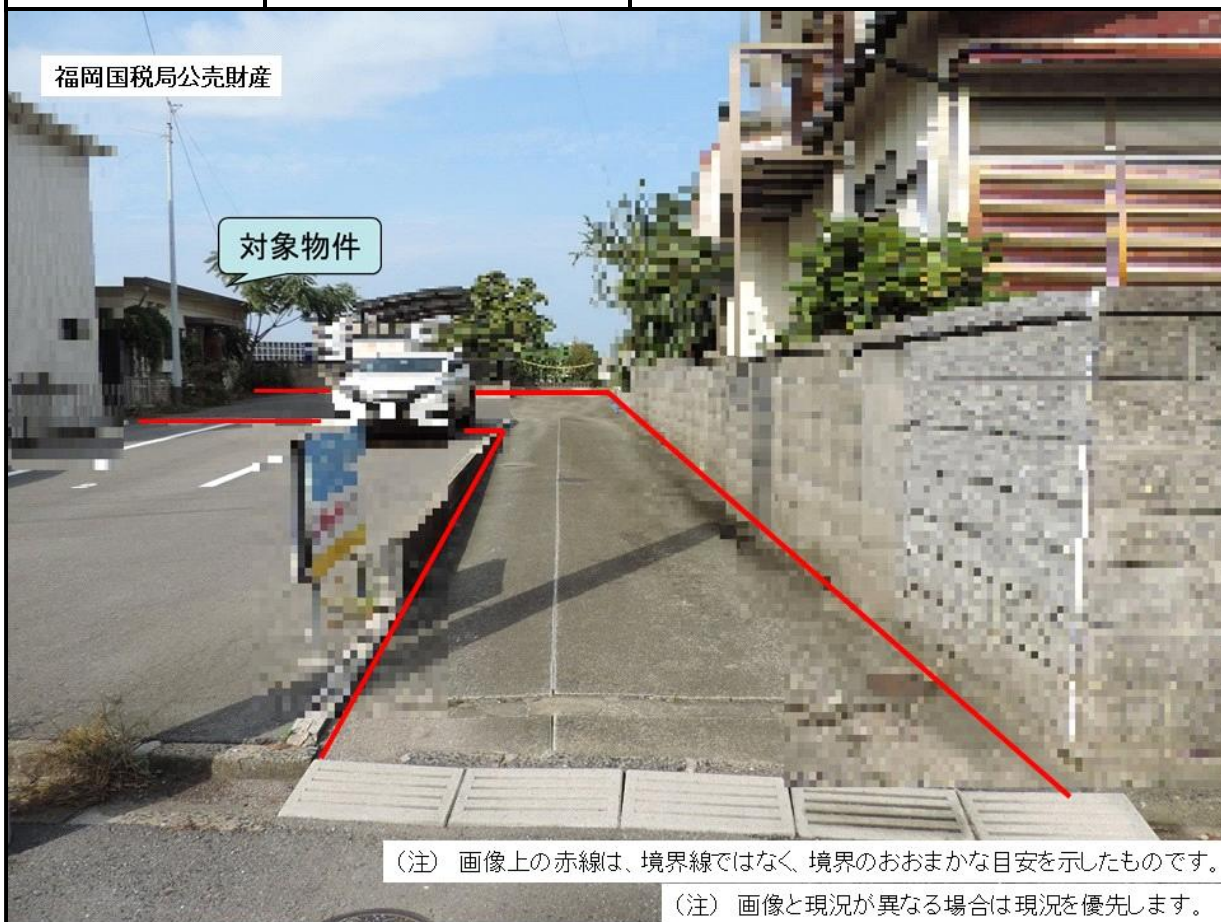
売却区分番号	239 - 1		
見積価額	¥4,519,000	公売保証金	¥460,000
	ません。 (5) 国は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは買受人の責任で行うことになります。 (6) 土地の境界等については隣接地所有者と、接面道路（私道を含む）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 (7) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 2. 権利移転手続等について (1) 買受人は売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 ただし、法令等の規定により許可又は登録を要する公売財産については、それぞれの要件（関係機関の許可又は登録）を満たさなければ権利移転の効力は生じません。 (2) 買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。 (3) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 3. その他 公売を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。		

売却区分番号

239 - 1

福岡国税局公売財産

対象物件



福岡国税局公売財産

対象物件



売却区分番号

239-1

福岡国税局公売財産



(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。

(注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。



売却区分番号

239 - 1

福岡国税局公売財産

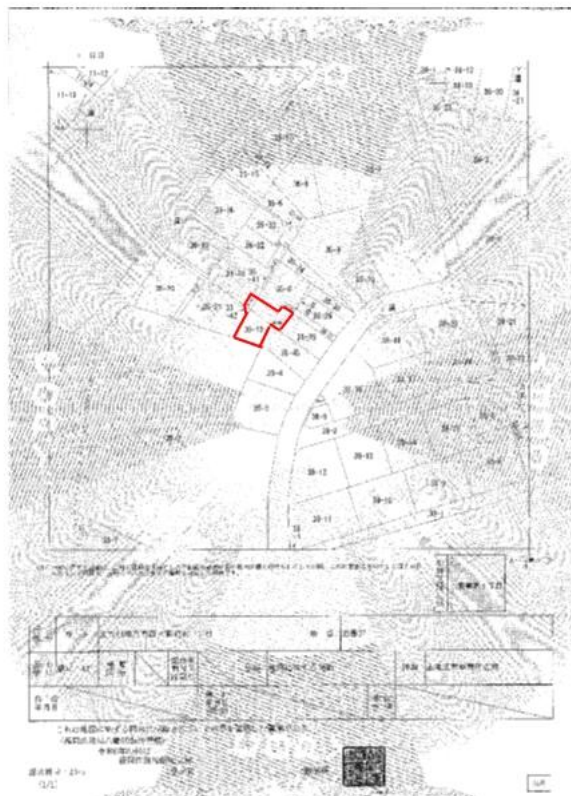


(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。

福岡国税局公売財産



(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。



(注) 画像上の赤線は、境界線ではなく、境界のおおまかな目安を示したものです。

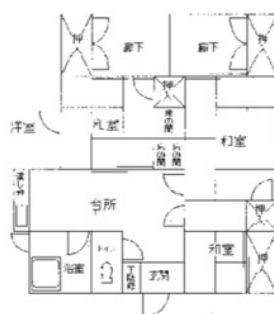
売却区分番号

239 - 1

(注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。



1F



間取図